

「30人以下学級」早期完全実現と「義務教育費国庫負担制度」  
の堅持・拡充に関する意見書

現在、学校現場では児童生徒一人一人に応じたきめの細かい指導や、ゆとりを持った授業が強く求められている。そのため、日本の学校の「1学級40人」の定数は、教育現場の多忙化の大きな原因であることは以前から指摘されてきた。

国は、教職員定数改善計画で平成23年度から少人数学級を推進している。さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されており、沖縄県においても平成13年度から小学校低学年を中心に改善が図られている。

このような中、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされていないまま、平成18年度から義務教育費国庫負担割合を2分の1から3分の1へと削減している。さらに、今後の予算編成に際して、義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きもある。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても、地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧される。このような事態になれば、地方財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減につながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがある。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 多くの保護者の願いである少人数学級を実現するため、教職員定数法の改善と早期の「30人以下学級」を完全実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育国庫負担制度を堅持し、従来の2分の1へ復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣